

市政記者各位

こども未来局子育て支援部こども発達支援課

指定障がい児通所支援事業者に対する処分について

児童福祉法の規定に基づき、指定障がい児通所支援事業者に対し監査を行った結果、下記のとおり不正が認められたため、本日付で行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 対象となる事業者・事業所

事業者名 (住所・代表者)	NPO法人noie (福岡市中央区梅光園一丁目2番7号・理事長 堤 尚代)
事業所名 (所在地)	(1)放課後等デイサービス 六本松のいえ (福岡市中央区梅光園一丁目2番7号 2階) (2)放課後等デイサービス 高宮のいえ (福岡市南区清水二丁目7番7-102号)
事業種別	放課後等デイサービス

2 処分の内容及び不正事案の概要

(1)放課後等デイサービス 六本松のいえ

①処分の内容 指定取消 (処分通知日:令和6年11月26日、指定取消日:令和7年1月31日)

②不正事案の概要

サービスを提供していない児童の給付費を不正に請求し、受領した。また、児童福祉法第21条の5の22の規定に基づき実施した監査において、偽造した書類を提出した。

(2)放課後等デイサービス 高宮のいえ

①処分の内容 指定の効力の一部停止(3か月間の新規利用者の受入停止)

(処分通知日:令和6年11月26日、停止期間:令和6年12月1日から令和7年2月28日まで)

②不正事案の概要

常勤で勤務する予定がない者を常勤で勤務すると虚偽の届出を行い、加算の算定の要件を満たしていないにもかかわらず、給付費を不正に請求し、受領した。

3 返還請求額

事業所名	期間	不正に受領した額	加算金額※	合計
(1)六本松のいえ	R5.4~R6.1	6,491,978円	2,596,791円	9,088,769円
(2)高宮のいえ	R5.8~R6.1	4,023,267円	1,609,306円	5,632,573円
	合計	10,515,245円	4,206,097円	14,721,342円

※児童福祉法第57条の2第2項の規定に基づく加算金(不正に受領した額の40%)。

4 利用者への対応

指定取消処分の放課後等デイサービス 六本松のいえについては、利用者へのサービス継続を図るため、処分通知日から約2ヶ月後を指定取消日とし、当該期間中に別事業所への引継ぎを行うよう求める。

【問合せ先】

こども未来局こども発達支援課 担当:山崎
電話:707-1961(内線2221)